

平成17年4月11日

各位

会社名 株式会社 大丸  
代表者名 取締役会長兼最高経営責任者  
奥田 務  
(コード番号 8234 東証、大証第1部)  
問合せ先 グループ本社経営計画本部  
広報・IR部長 福山 一郎  
TEL (06) 6281-9002

## 新株予約権方式によるストック・オプションの付与に関するお知らせ

当社は、平成17年4月11日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、下記のとおり、ストック・オプションの実施を目的として、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成17年5月26日開催予定の当社第121回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由  
当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員（理事）の業績向上へのインセンティブを高めるとともに、優秀な人材を確保することを狙いとして、ストック・オプションの目的で当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員（理事）に対し、新株予約権を無償で発行するものであります。

なお、ストック・オプションの目的で発行することから、下記要領に記載のとおり本新株予約権については無償で発行し、新株予約権行使時に払込みをすべき金額は下記要領2.(5)に定めるとおり時価を基準とした価格としております。

### 2. 新株予約権発行の要領

#### (1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員（理事）

#### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式300,000株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

#### (3) 発行する新株予約権の総数

300個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数1,000株。ただし、2.(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

(4)新株予約権の発行価額

無償とする。

(5)新株予約権行使時に払込みをすべき金額

1株当たりの払込金額は、新株予約権発行の取締役会決議の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の取締役会決議の日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の取締役会決議の日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

分割・併合の比率

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left( \frac{\text{新規発行または処分株式数}}{\text{既発行株式数}} \times \frac{1 \text{株当たり払込価額}}{\text{または処分価額}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

(6)新株予約権の権利行使期間

平成17年7月1日から平成27年5月26日まで

(7)新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、理事もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から2年間に限り行使できる。

その他、権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

(8)新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、理事もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から2年の経過をもって消却することができる。

(9)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

以上